右当事者間の損害賠償請求事件について、仙台地方裁判所が昭和二八年九月七日 言い渡した第二審判決に対し、上告人から当裁判所に上告の申立があつたが、右上 告は当裁判所の管轄に属しないから、管轄裁判所に移送すべきものとし、裁判官全 員の一致で次のとおり決定する。

## 主 文

本件を仙台高等裁判所に移送する。

## 昭和二九年一月二八日

## 最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 真 | 野 |   | 毅 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官    | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官    | 岩 | 松 | Ξ | 郎 |
| 裁判官    | 入 | 江 | 俊 | 郎 |